

狭山市工事成績評定審査委員会要領

(平成 23 年 5 月 16 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、狭山市工事成績評定要領第 9 条に規定する説明を求められた内容を公正に判断するために設置する工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第 2 条 審査委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 受注者が説明を求めた事項に対する回答に関する事項
- (2) 評定の修正の必要の有無に関する事項
- (3) 評定の修正を行う場合における評価結果に関する事項

(組織)

第 3 条 審査委員会は、工事主管部ごとに設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は、各工事主管部の長をもって充てる。
- 4 委員は、各工事主管部の職員のうちから委員長が任命する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会は、必要があると認めるときは、当該工事の監督員、総括監督員及び検査員の出席を求めて意見を聴取することができる。

(委員会の庶務)

第 5 条 審査委員会の庶務は、各工事主管課において行う。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。